

看護小規模多機能型居宅介護

利用契約書

重要事項説明書

個人情報利用同意書

株式会社 香福

看護小規模多機能ホーム縁路香

〒701-4502 瀬戸内市邑久町福谷214-1

TEL 0869-25-0035

FAX 0869-25-0036

看護小規模多機能ホーム縁路香利用契約書

____様（以下「契約者」という）と株式会社 香福（以下「事業者」という）は、事業者から提供される看護小規模多機能型居宅介護について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約者の目的）

1. 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として第4条に定める看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
2. 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」及び「サービス利用書」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期限は契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

1. 事業者の管理者（以下「管理者」という）は、事業者の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という）に契約者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
2. 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びそれに置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画書を作成します。
3. 事業者は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または契約者もしくはその家族等の要望に応じて、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
5. 前項の変更に関して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合

は速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6. 事業者は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（介護給付対象サービス）

1. 事業者は、介護給付サービスをして、事業者のサービス拠点において契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

1. 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受け額（以下、「介護保険給付費額」という）の限度において、契約者に代わって市長村から支払いを受けます。
2. 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻しされます（償還払い））
3. 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途途中から登録を終了した場合、利用者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。
4. 月途中で要介護度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて計算します。
5. 前項のほか、契約者は、以下の料金を事業者に支払うものとします。
 - 一. 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費
 - 二. 食事の提供に対する費用
 - 三. おしめ等の介護用品代
 - 四. 宿泊にかかる費用
 - 五. 看護小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用。
6. 前5項に定めるサービス利用料金は一ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

第6条（利用の中止、変更、追加）

1. 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業員の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第7条（利用料金の変更）

1. 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
2. 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更の同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第8条（事業者及びサービス従業者の義務）

1. 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
3. 事業者は、現に看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、契約者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡をとるなど必要な対応を講じます。
4. 事業者は自ら提供する看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
5. 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域の交流を図るものとします。
6. 事業者は、契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、それを5年間保管し、契約者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務等）

1. 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供するものとします。
3. 前2項に関わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償

第10条 (損害賠償責任)

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状態を勘案して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号の該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 二. 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 三. 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四. 契約者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第12条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他の自己の責に帰すべからざる事由によりサービスが実施できなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第13条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一. 契約者が死亡した場合
 - 二. 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援または自立と判定された場合
 - 三. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四. 事業所が介護保険の指定を取り消された場合また指定を辞退した場合
 - 五. 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約または解除された場合
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 14 条（契約者からの中途解約）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一. 第 7 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二. 契約者が入院した場合

第 15 条（契約者からの契約解除）

利用者は、事業者または従業者が以下の事項に該当する行為をおこなった場合には、本契約を解除することができます。

- 一. 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二. 事業者もしくは従業者が、第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三. 事業者もしくは従業者が、故意または過失により利用者または家族等の身体・財産・信用等の傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 16 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解約することができます。

- 一. 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二. 契約者による第 5 条第 1 項から第 5 項に定めるサービス料金の支払いが 2 ヶ月異常遅延し、1 ヶ月間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三. 契約者及びその家族が、故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本

契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第17条（清算）

第13条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において、契約者が、既
に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担して
いる場合には、契約終了日の翌月末日までに清算するものとします。

第六章 その他

第18条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け
付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

第19条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法
その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

第20条（裁判管轄）

契約者と事業者は、この契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、契約者の住所地を
管轄する裁判所を第1審裁判所とすることを予め合意します。

以下の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名押印の上、各1
通ずつを保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所 瀬戸内市邑久町
氏名 印

事業者 所在地 瀬戸内市邑久町福谷 214-1
事業者 株式会社 香福
代表者名 代表取締役 赤堀 心 印

事業所 所在地 瀬戸内市邑久町福谷 214-1
事業所名 看護小規模多機能ホーム緑路香
代表者 管理者 久本 澄子 印

看護小規模多機能ホーム縁路香重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(瀬戸内市指定 第 3392490011 号)

当事業所はご契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明いたします。

◆◆目次◆◆

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 事業者 | 11. 非常災害時の対応について |
| 2. 事業所の概要 | 12. 業務継続計画の策定等について |
| 3. 事業実施地域及び営業時間 | 13. 身体拘束等について |
| 4. 職員の配置状況 | 14. 虐待防止について |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 15. サービスの第三者評価の実施状況について |
| 6. 苦情の受付について | 16. サービス利用にあたっての留意事項 |
| 7. 運営推進会議の設置 | |
| 8. 協力医療機関、バックアップ施設 | |
| 9. 緊急時の対応について | |
| 10. 事故発生時の対応について | |

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 香福
- (2) 法人所在地 瀬戸内市邑久町福谷 2 1 4 - 1
- (3) 電話番号 0 8 6 9 - 2 5 - 0 0 3 5
- (4) 代表者氏名 代表取締役 赤堀 心
- (5) 設立年月日 平成 16 年 2 月 3 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
平成 30 年 4 月 1 日指定 瀬戸内市 第 3392490011 号
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けるような生活の支援を目的として、療養上の管理の下で通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 看護小規模多機能ホーム縁路香
- (4) 事業所の所在地 瀬戸内市邑久町福谷 2 1 4 - 1
- (5) 電話番号 0 8 6 9 - 2 5 - 0 0 3 5
- (6) 管理者氏名 久本 澄子
- (7) 当事業所の運営方針
当事業所において提供する看護小規模型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者一人ひとりの人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成 30 年 4 月 1 日
- (9) 登録定員 29 名（通いサービス定員 18 名、宿泊サービス定員 9 名）
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用をご希望される場合には、その旨お申し出ください（ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります）。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	9 部屋	日中は居間として
	2 人部屋	なし	
	合計	9 部屋	
居間兼食堂		1 部屋	
台所		1 部屋	
浴室		1 部屋	
事務室		1 部屋	
消防設備			自動火災報知機、ガス漏れ警報器、非常用照明
その他			洗面所 2 か所、トイレ 3 か所

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 瀬戸内市邑久町 裳掛・玉津地区
※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月曜～日曜 午前 9 時半～午後 4 時半
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月曜～日曜

4. 職員の配置状況

当事業所は、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として以下の職種の職員を配置（指定基準遵守）しています。

従業員の職種	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者（看護師）	1人	1人	事業所の従事者の管理及び業務の管理
介護支援専門員	1人	1人	サービスの調整・相談業務
看護職員	2.5人以上	2.5人	利用者の衛生管理、看護業務 主治医の指示による訪問看護業務
介護職員	5人以上	5人	日常生活全般の介護業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては、以下の3つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金が医療保険から給付される場合 (医療保険の給付の対象となるサービス)
(3) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合 (保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割又は7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は負担割合に応じた額（1割~3割）となります。ア~ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所の拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・ 入浴は清拭を行います
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介護を行います。

・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

・利用者の状況に応じて適切な介護を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

・利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

・利用者の希望により、ご自宅と事業者間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

【介護サービス】

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - 一. 利用者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
 - 二. 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - 三. 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - 四. その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

【看護サービス】

- ・主治医が看護サービスの必要性を認めたもの限り、訪問看護指示書に基づき主治医との連携調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。
- ① 病状・障害の観察
- ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓

練を提供します。

エ 相談・助言等

- ・利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

<サービス利用料金>

◎通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。下記の利用票によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担割合に応じた額）をお支払いください。

要介護度別 利用料金	要介護 1 124,470 円	要介護 2 174,150 円	要介護 3 244,810 円	要介護 4 277,660 円	要介護 5 314,080 円
介護保険 給付金額	(3割) 87,129 円 (2割) 99,576 円 112,023 円	121,905 円 139,320 円 156,735 円	171,367 円 195,848 円 220,329 円	194,362 円 222,128 円 249,894 円	219,856 円 251,264 円 282,672 円
サービス利用 自己負担額	(3割) 37,341 円 (2割) 24,894 円 12,447 円	52,245 円 34,830 円 17,415 円	73,443 円 48,962 円 24,481 円	83,298 円 55,532 円 27,766 円	94,224 円 62,816 円 31,408 円

☆ 月毎の包括料金です。利用者の体調不良や身体状況の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かつた場合であっても、日割りでの割引、または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ 利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うための「サービス提供証明証」を交付します。

☆ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

◎その他の加算（自己負担額1割分・負担割合が2割の方は下記金額の倍の額、3割の方は3倍の金額になります。）

※サービス内容等に応じて加算されます。

<p>初期加算 【対象者】</p>	<p>1日 30円 利用開始から30日間 初期加算は30日を超える入院後に再利用した場合にも再度加算</p>
<p>退院時共同指導加算 【対象者】</p>	<p>600円/月 病院・介護老人保健施設に入院（所）中の方が退院（所）するにあたり、看護小規模多機能の看護師等と共同指導を行った後、退院（所）後初回の訪問看護サービスを行った場合（厚生労働大臣が定める状態にある特別な管理が必要とする利用者は2回）</p>
<p>認知症加算Ⅲ 【対象者】</p>	<p>760円/月 主治医意見書の日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Mの該当者に算定</p>
<p>認知症加算Ⅳ 【対象者】</p>	<p>460円/月 要介護2で主治医意見書の日常生活自立度Ⅱの該当者に算定</p>
<p>若年性認知症利用者 受入加算【対象者】</p>	<p>800円/月 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p>
<p>訪問体制強化加算 【全利用者対象】</p>	<p>1000円/月 ・看護師等による看護サービスを除いた訪問サービスにあたる常勤の従業者を2名以上配置 ・全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が延べ200回/月以上</p>
<p>看護体制強化加算 【全利用者対象】</p>	<p>(Ⅱ) 2500円/月 ・主治医の医師に基づく看護サービスを提供した利用者割合80%以上（算定月前3ヶ月） ・緊急時対応加算の算定割合者50%以上（算定月前3ヶ月） ・特別管理加算の算定者割合20%以上（算定月前3ヶ月） (Ⅰ) 3000円/月 ・(Ⅱ)の要件を満たすこと ・ターミナルケア加算の算定者1名以上（算定月前12ヶ月） ・登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出していること</p>
<p>特別管理加算 【対象者】</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護事業所に関し特別な管理が必要な利用者に、看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画的管理を行った場合 (Ⅰ) 500円/月 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導料を受けている</p>

	<p>状態、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 (Ⅱ) 250 円/月</p> <p>在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理等を受けている状態、人口肛門、人口膀胱設置の状態、真皮を超える褥瘡の状態、週 3 回点滴注射の必要な状態</p>
<p>緊急時対応加算 【対象者】</p>	<p>774 円/月</p> <p>利用者の同意を得て利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡出来る体制にあって、かつ緊急時における訪問看護及び宿泊を必要に応じて行う体制にある場合</p>
<p>ターミナルケア加算 【対象者】</p>	<p>2,500 円/月</p> <p>在宅または看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡された利用者に対して、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（別に厚生労働大臣が定める疾病及び急性憎悪等の場合は 1 日）以上ターミナルケアを行った場合</p>
<p>総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) 【全利用者対象】</p>	<p>1,200 円/月</p> <p>地域包括ケアシステムの担い手としてより地域に開かれた拠点となり地域共生社会の実現に資する取組を評価。</p>
<p>介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 【全利用者対象】</p>	<p>介護保険利用料合計金額に 13.4% を乗じた金額 (1 円未満四捨五入)</p>

※但し、初期加算、退院時共同指導加算、若年性認知症利用者受入加算、認知症加算は、
区分支給限度基準額の算定に含みます。

- (2) 利用料金が医療保険の給付の対象となるサービス
医療保険による訪問看護
基本利用料金と加算料金があります。加算料金に関してはサービス内容に応じて加算されます。(被保険者証の種別によって、自己負担額が 1～3 割と異なります。)
- (3) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 5 条参照)
以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。
- <サービスの概要と利用料金>
- ◎食事の提供 (食事代)
利用者に提供する食事に要する費用です。
料金：朝食 350 円、昼食 650 円、夕食 650 円
 - ◎宿泊に要する費用
利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。
料金：1 泊につき 3,000 円
 - ◎おむつ等

原則として、おむつ・尿とりパッド等は自費購入とする。

◎レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただけます。

料金：材料代等の実費をいただきます。

◎複写物の交付

利用者は、サービスの提供について記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

料金：1枚につき5円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。変更をする場合には、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前期（1）（2）の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月20日までにお支払いください。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 銀行振り込み
- ③ 自動口座引き落とし

【銀行振込の場合】

備前信日生信用金庫 虫明支店

普通預金 No. 120243 名義)株式会社 香福 代表取締役 赤堀 心

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

☆利用予定日の前に、利用者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更、新たなサービスを追加することができます。この場合には、原則としてサービス実施日の前日までに申し出てください。

☆サービス利用の追加、変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービスが提供出来ない場合、利用可能日を提示して協議します。

☆サービスを休まれる場合のキャンセル料は、いただきません。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者との協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者説明の上交付します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 管理者（看護師）久本 澄子

○受付時間 随時 TEL0869-25-0035

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

瀬戸内市いきいき長寿課	所在地 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1 電話番号 0869-24-8866 ・ FAX 0869-24-8840 受付時間 AM8:30～PM-5:15
国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町 17 番 5 号 電話番号 086-223-8811 ・ FAX086-223-9109 受付時間 AM8:30～PM5:00
岡山県社会福祉協議会 運営適正委員会	所在地 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ内 電話番号 086-226-2822 ・ FAX086-227-3566 受付時間 AM8:30～PM5:15

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成：利用者の家族、地域住民の代表、市職員、市議会議員、民生委員
看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月にて開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等についての記録を作成します。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

【協力医療機関】

瀬戸内市民病院 所在地 瀬戸内市邑久町山田庄 8 4 5 - 1
TEL0869-22-1234

長田医院 所在地 瀬戸内市邑久町豊原 3 4 1 - 2
TEL0869-22-0001

裳掛歯科クリニック 所在地 瀬戸内市邑久町虫明 5 3 4 - 2
TEL0869-25-2344

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて上記の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

9. 緊急時の対応について

サービスの提供中等に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対するサービスの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 非常災害時の対応について

火災が発生した場合には、別途定める消防計画に沿って対応を行います。また、訓練を年二回実施し、利用者等も参加します。

地震や大水害が発生した場合には、速やかに職員と地域住民が連携を図り、しかるべき安全な場所への誘導を行います。

12. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 身体拘束等について

当事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録します。

また、当事業所は、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

②非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

14. 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者は管理者とします。
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③虐待防止のための指針の整備をします。
- ④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

- 【実施の有無】 : あり
【実施した直近の年月日】 : 令和 7年 2月21日
【第三者評価機関名】 : 運営推進会議
【評価結果の開示状況】 : 事業所内掲示

16. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

看護小規模多機能ホーム縁路香
説明者職名

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 瀬戸内市邑久町

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準ずる第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

看護小規模多機能型居宅介護における 個人情報利用同意書

当事業所の事業者、サービス従事者は看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する
うえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しま
せん。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

正当な理由とは、サービス担当者会議等、他の福祉サービス事業者との処遇に関する会
議や必要な情報提供等によります。

上記について説明を行いました。

令和 年 月 日

住所 瀬戸内市邑久町福谷214-1
事業者名 株式会社 香福
事業所名 看護小規模多機能ホーム縁路香
管理者名 久本 澄子 印

説明者氏名 _____

上記について説明を受け、個人情報の利用について同意しました。

契約者名 _____ 印

家族代表者 _____ 印